



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 137 ●

住宅改修費の支給について

■ 住宅改修費の支給は、自宅でのよりよい暮らしのための制度です

要介護(要支援)の認定を受けた方が、住まいの環境を整備することにより、暮らしの安全性を高め、体への負担を軽減するとともに、「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善されるよう促すことを目的としています。自宅内への手すりの取り付けや、段差解消など、小規模な改修を行うとき、改修費用(上限20万円)の8~9割を支給する制度です。(事前申請が必要です。)

【例】10万円の改修を行った場合、8万円は介護保険から支給、2万円は自己負担です。(2割負担の場合)

● 住宅改修費の支給対象となる改修

	工事の種類	内容の例
①	手すりの取付	・廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの取付
②	段差の解消	・廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消 ・玄関から道路までの通路などの段差や傾斜の解消
③	床材や通路面の変更	・畳から板製床材、ビニール床材などへの変更 ・浴室床材を滑りにくい床材へ変更 ・通路面を滑りにくい舗装材へ変更
④	扉の取り替え	・開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え ・扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置など
⑤	便器の取り替え	・和式便器を洋式便器へ取り替え
⑥	そのほか①~⑤の改修に伴って必要となる工事	・手すり取り付けのための壁の下地補強工事 ・便器の取り替えに伴う給排水設備工事(水洗化への工事は除く)など

※上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。

※改修できる住宅は介護保険証の住所地に限られます。

● 住宅改修は『事前申請』が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護(要支援)認定者の心身の状況や住宅の状況などから、改修が必要と認めた場合に限り、住宅改修費を支給します。

● 一定の所得がある方の自己負担割合は2割です

平成27年8月より一定の所得がある方について、介護サービス利用時の自己負担割合は2割となっています。住宅改修も同様の負担割合となりますのでご注意ください。自己負担割合は、お手元の介護保険負担割合証(薄紫色・はがきサイズ)をご確認ください。

介護保険料は大切な財源です。安心して便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116